

シミックグループサステナブル調達コード

シミックグループは、持続可能な社会の発展を実現するために「シミックグループ行動規範」「シミックグループ調達活動基本方針」を遵守するとともに、「PSCI原則（Pharmaceutical Industry Principles for Responsible Supply Chain Management：責任あるサプライチェーンマネジメントのための製薬業界の原則）」を遵守いたします。

本コードは、シミックグループに原材料や物品、サービスを提供いただくすべてのビジネスパートナーの皆様にご遵守いただきたい原則として定めたものです。

ビジネスパートナーの皆様におかれましては、本コードにご賛同いただき、ご遵守を賜りたくお願い申し上げます。

■ 倫理

1. 患者さん、被験者の権利（健康に関する権利および情報への直接アクセスを含む）に不利益を与えるリスクを最小限にとどめるよう努めます。
2. 贈収賄、恐喝、横領を含むあらゆる形態の汚職を禁止します。
3. 適用されるすべての独占禁止法に準拠し、公正かつ活発な競争に基づいた事業を運営します。
4. 動物は、慈悲深く取り扱い、苦痛とストレスをできるだけ与えないように取り組みます。
5. 会社の機密情報や従業員・患者さんのプライバシー権を確実に保護し、これらの機密情報を適切に使用します。
6. 利益相反の排除と管理について、合理的な対策を講じます。
7. 管理およびセキュリティシステムによって、製品、部品、および原材料を、混入、偽造、または不正な転売を目的とした盗難のリスクから保護します。

■ 人権

1. 強制労働や奴隷労働、強要された囚人労働を利用しません。
2. 児童労働を利用しません。18歳未満の若年労働者は、国の法定雇用年齢または義務教育修了年齢を超えている場合に限り、危険有害業務以外で従事させます。
3. 差別のない職場を提供します。
4. 従業員に対するセクシュアルハラスメントや性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待など、過酷で非人道的な処遇のない、またその恐れもない職場を提供します。



5. 最低賃金、残業時間、法定給付金を含め、適用される賃金関連法および合意された雇用契約に従って、従業員に賃金を支払います。
6. 職場および報酬に関する問題を解決するために、従業員とのオープンなコミュニケーションや直接的な対話、社会対話をを促します。
7. 清潔で健康的な環境に対する権利を含め、事業所周辺の地域社会の権利を尊重します。

■安全衛生

1. 労働環境の安全を確保するために、リスクを適切に評価し、緊急時対応計画を整備します。また、危険有害物質（医薬品や医薬品中間体を含む）の安全性情報を入手できるようにし、従業員の教育・訓練、危険有害物質からの保護に利用します。
2. 化学的・生物学的・物理的な危険源への暴露から従業員を保護します。
3. 化学物質や生物学的物質の壊滅的被害を引き起こす漏出を防止、低減するための管理プロセスを整備します。

■環境

1. 適用されるすべての環境関連規制を遵守します。
2. 廃棄物、廃水、大気放出物が人間の健康や環境に悪影響を与える可能性がある場合は、適切に管理、抑制し、環境排出前に処理を行います。
3. 温室効果ガス排出量のモニタリング・削減に取り組むとともに、サプライヤーにおける同様の取り組みを支援します。
4. 資源の効率的利用や消費量の低減に向けた方策を講じます。
5. 生物多様性への影響を把握し、可能な限りその影響を削減・軽減します。
6. 環境への不測の漏出や流出を防止、低減するための効果的なシステムを整備します。

■ガバナンスとマネジメントシステム

1. 適切に資源を配分することにより、本コードに記載されている考え方を守るべく責任を持って努力します。
2. 適用法令、規制、基準ならびに関係を有する顧客からの要請を把握し、それらを遵守します。



3. 本コードで取り上げているすべての分野におけるリスクを把握し、管理する仕組みを整備します。
4. 合法的かつ持続可能な調達を推進するため、重要な原材料の出所について相当な注意を払います。
5. 本コードに取り組めるよう、経営陣と従業員の知識、技能及び能力が適正な水準に到達するための教育プログラムを整備します。
6. 本コードへの適合と適用される規制の遵守を証明するために、必要な文書を維持管理します。
7. 目標を設定し、実施計画を遂行し、社内外の評価、査察、マネジメントレビューによって確認された改善点に対する必要な是正措置を講じることにより、継続的な改善に取り組みます。
8. 緊急事態への備えとして、効果的な緊急時対応計画と対応手順を策定します。
9. 社内外のステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを確立します。
10. 本コードに関連するインシデントまたは懸念事項を適切に調査し、必要な是正措置を講じ、必要に応じて救済措置を提供します。
11. 従業員、契約委託先、サプライヤー、地域コミュニティを含む関連ステークホルダーに対し、本コードを効果的に伝達するための効果的なシステムを保持します。

